

川崎市コミュニティ施策推進本部設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市におけるコミュニティ施策の推進に向け、全市及び各区における施策の企画及び立案を行い、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく具体的な取組を実施するため、川崎市コミュニティ施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）コミュニティ施策の推進に向けた「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく施策の推進に関すること。
- （2）前号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げるものをもって充てる。

（本部長及び副本部長の職務）

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうち本部長の指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（幹事会）

第6条 推進本部には、推進本部に付議する事項に関し必要な事項を協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げるものをもって構成する。
- 3 幹事長は、市民文化局コミュニティ推進部長をもって充てる。
- 4 幹事長に事故があるときは、議長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。
- 5 幹事会は、市民文化局コミュニティ推進部長が主宰する。
- 6 幹事長が必要と認めた場合は、関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 第2条に定める事項を具体的に検討するため、部会を設置することができる。

2 部会は、検討する事項に応じて議長が指名した課長級の職員によって構成する。

また、議長は、部会員の中から部会長を併せて指名する。

3 部会は、部会長が招集する。

4 部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求めることができる。また、必要に応じて関係係長及び職員による作業部会を設けることができる。

(職員プロジェクトチーム)

第8条 第2条に定める事項について、新たな取組のモデル事業等を試行実施する組織横断型の職員プロジェクトチームを設置することができる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

1	総務企画局長
2	財政局長
3	市民文化局長
4	経済労働局長
5	環境局長
6	健康福祉局長
7	こども未来局長
8	まちづくり局長
9	建設緑政局長
10	港湾局長
11	臨海部国際戦略本部長
12	危機管理本部危機管理監
13	川崎区長
14	幸区長
15	中原区長
16	高津区長
17	宮前区長
18	多摩区長
19	麻生区長
20	会計室長
21	上下水道事業管理者
22	交通局長
23	病院事業管理者
24	病院局長
25	消防局長
26	市民オンブズマン事務局長
27	教育長
28	教育次長
29	選挙管理委員会事務局長
30	監査事務局長
31	人事委員会事務局長
32	議会局長

別表第 2（第 6 条関係）

1	総務企画局都市政策部長
2	総務企画局公共施設総合調整室長
3	総務企画局行政改革マネジメント推進室長
4	財政局財政部長
5	市民文化局市民生活部長
6	市民文化局コミュニティ推進部長
7	市民文化局担当部長（パラムーブメント推進担当）
8	経済労働局産業政策部長
9	経済労働局イノベーション推進部長
10	環境局総務部長
11	健康福祉局総務部長
12	健康福祉局地域包括ケア推進室長
13	こども未来局総務部長
14	まちづくり局総務部長
15	まちづくり局拠点整備推進室長
16	まちづくり局住宅政策部長
17	建設緑政局総務部長
18	建設緑政局グリーンコミュニティ推進室長
19	危機管理本部危機管理部長
20	川崎区役所副区長
21	幸区役所副区長
22	中原区役所副区長
23	高津区役所副区長
24	宮前区役所副区長
25	多摩区役所副区長
26	麻生区役所副区長
27	教育委員会事務局生涯学習部長